

越谷市スポーツリーダーバンク設置要項

1. 趣旨

市民のスポーツ活動の促進をはかるため、スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）にスポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）を登録し、地域、職域、各種団体及びスポーツクラブ等の派遣要請に対し、適切な指導者を派遣する。

2. 設置

リーダーバンクの事務局を、越谷市教育委員会スポーツ振興課内に設置する。

3. 事業

リーダーバンクは、次の事業を実施する。

- (1) 指導者の登録及び派遣に関すること。
- (2) 指導者の資質向上に関すること。
- (3) その他リーダーバンクの趣旨の達成に必要な事項に関すること。

4. 指導者の登録

- (1) 指導者は、一般から広く募集して、申請があった者を登録の候補者とし、登録の選考は別に定める登録者選考委員会において審議する。
- (2) 指導者の登録は、前号の議を経てスポーツ振興課長がこれを行う。

5. 運営

この要項に定めるものの他、リーダーバンクの運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は昭和60年7月1日から施行する。

この要項は平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月22日課長決裁)

この要項は令和3年4月1日から施行する。(令和3年2月24日課長決裁)

越谷市スポーツリーダーバンク運営要領

1. 目的

この要領は、越谷市スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）設置要項の5に基づき、リーダーバンクの運営に関し必要な事項を定める。

2. 登録指導者

(1) 登録指導者（以下「指導者」という。）は、次の各号の1に該当し、リーダーバンクの事業に積極的に協力できる者とする。

ア) 体育・スポーツ理論に関する指導者。

イ) 各種スポーツ・レクリエーションの実技指導者。

3. 登録者の選考基準

(1) 満20歳以上で社会的信望が厚いこと。

(2) スポーツ指導及び社会体育に熱意を持っていること。

(3) スポーツの実技と指導能力が優れていること。

(4) スポーツリーダーとして活動できること。

(5) 社会体育に関する理論的な指導ができること。

(6) 越谷市体育協会関係団体、越谷市レクリエーション協会関係団体、地区スポーツ・レクリエーション推進委員会、その他スポーツ関係団体等（以下「関係団体」という。）の推薦を受けた者。

4. リーダーバンク登録者選考委員会

(1) 設置

リーダーバンクの登録者の選考を行うためリーダーバンク登録者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 組織

委員会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって構成する。

ア) 社会体育関係団体 3名以内

イ) 学識経験者 2名以内

ウ) スポーツ振興課長 1名

(3) 委員の任期

委員の任期は5年とし、再任を妨げない。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 会長等の職務

ア) 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

イ) 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

ウ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(5) 会議

ア) 委員会は、会長が招集する。

イ) 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5. 指導者の任務

(1) 指導者は、リーダーバンク設置要項の3に規定する事業活動の要請に応ずるよう
に努力し、主として指導活動を行うものとする。

(2) 指導者は、自己の資質向上を図るとともにリーダーバンク主催の各種研修会に積
極的に参加するものとする。

(3) 登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに届け出るものとする。

(4) その他、指導者として必要なもの。

6. 登録指導者に対する優遇措置

教育委員会主催（体育関係）の指導者養成講習会及び研修会に優先的に参加させるものとする。

7. 登録有効期間

(1) 指導者の登録有効期間は、3ケ年間とする。

(2) 登録有効期間が満了となる指導者で継続して登録を希望する場合は、越谷市スポーツリーダーバンク（変更・更新）申請書（様式2）により、登録更新の申請をしなければならない。

(3) 登録の更新をした指導者は、新たに登録者選考は行わない。

8. 登録の手続き

(1) 登録を希望する者は、越谷市スポーツリーダーバンク登録申請書（様式1）により申請を行う。

(2) 指導者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちに越谷市スポーツリーダーバンク（変更・更新）申請書（様式2）を提出する。

(3) 登録の更新期間は、更新する年度の1～3月までとし、越谷市スポーツリーダーバンク（変更・更新）申請書（様式2）により3年ごとに行うことができる。

(4) 指導者は、「スポーツ安全協会傷害保険」及び「スポーツ賠償責任保険」に加入すること。

9. 登録の取り消し

指導者が次の各号の1に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 指導者の有効期間を越え、かつ更新手続きを行わない者。

(2) 指導者としてふさわしくない行為があったと認められた者。

10. 登録者の紹介

指導者の紹介は、次の手続きによる。

- (1) 指導者の紹介を受けようとする者（以下「依頼者」という）は、スポーツ振興課へ「スポーツリーダーバンク指導者派遣申請書」（様式3）を派遣要請日の2週間前までに提出する。
- (2) 依頼を受けたスポーツ振興課は、依頼内容に適合した指導者を選び紹介する。
- (3) 依頼者は、紹介された指導者に連絡し、指導の具体的内容等を必要に応じて打ち合わせや手続きを行ない指導を受ける。
- (4) 経費及び傷害保険・安全管理等の事項については、依頼者と指導者が当事者の責任において十分な打ち合わせをする。

11. 経費の負担

指導を受ける場合の報酬等の一切の経費は、依頼者が負担するものとする。

12. 報告

依頼者は、当該事業終了後、「実施報告書」（様式4）をスポーツ振興課へ提出すること。